

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第8号

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(扶養親族として認定することができない者)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上 <u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>あつては、年額150万円以上）</u> の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> | <p>(扶養親族として認定することができない者)</p> <p>第4条 企業長は、次に掲げる者を扶養親族として認定することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> |

別記様式（第2条関係）

扶 養 親 族 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程第2条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| 証明書 通添付 届出事由 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅 | | 年 月 日提出 所 属 職 員 番 号 | | 所 属 コ ー ド 年 月 日提出 所 属 職 員 番 号 |
| 今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 四 居 別 居 の 別 年 取 額 届 出 事 実 の 発 生 年 月 日 届 出 事 由 | | 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 | | 配 偶 者 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 |
| 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 〔記入上の注意〕 1 「年取額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 2 「届出事由」欄には、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍簿（抄）本、扶養証明書等）とし、企業長は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 受理年月日及び太歳枠内は、認定者において記入する。 | | 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 支給の始期、終期 年 月 日 等 | | |
| 職員である配偶者の扶養手当受給状況 所 属 名 氏 名 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 | | 上記のとおり認定する。 | | 決 裁 |

別記様式（第2条関係）

扶 養 親 族 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程第2条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日受理

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| 証明書 通添付 届出事由 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅 | | 年 月 日提出 所 属 職 員 番 号 | | 所 属 コ ー ド 年 月 日提出 所 属 職 員 番 号 |
| 今 回 届 出 に 係 る 扶 養 親 族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 四 居 別 居 の 別 年 取 額 届 出 事 実 の 発 生 年 月 日 届 出 事 由 | | 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 | | 配 偶 者 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 |
| 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 〔記入上の注意〕 1 「年取額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 2 「届出事由」欄には、 <u>婚姻</u> 、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍簿（抄）本、扶養証明書等）とし、企業長は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 受理年月日及び太歳枠内は、認定者において記入する。 | | 60歳以上の父母・祖父母 人 重度心身障害者 人 加算対象となる子の数 人 支給の始期、終期 年 月 日 等 | | |
| 職員である配偶者の扶養手当受給状況 所 属 名 氏 名 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続 柄 年 齢 生 年 月 日 | | 上記のとおり認定する。 | | 決 裁 |

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。